

平成28年7月11日

第22回保険者による
健診・保健指導等に関する検討会

資料1

第3期特定健診・特定保健指導に 向けた見直しについて

1. 詳細な健診の項目

2. 標準的な質問票(その2)

詳細な健診の項目の基準

○「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）」

（特定健康診査の項目）

第一条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。）第二十条の規定により、毎年度、当該年度の四月一日における加入者であつて、当該年度において四十歳以上七十五歳以下の年齢に達するもの（七十五歳未満の者に限り、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者を除く。）に対し、特定健康診査等実施計画（法第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。以下同じ。）に基づき、次の項目について、特定健康診査（法第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）を行うものとする。

一～九（略）

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める項目について厚生労働大臣が定める基準に基づき医師が必要と認めるときに行うもの

○「厚生労働省告示第四号（厚生労働大臣が定める項目及び基準）」

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号。以下「実施基準」という。）第一条第一項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める項目は、次の各号に掲げる項目とし、同項第十号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）

貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

二 心電図検査及び眼底検査

前年度の特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第十八条第一項に規定する特定健康診査をいう。）の結果等において、次のアからエまでに掲げるすべての項目について、それぞれ当該アからエまでに掲げる基準に該当した者

ア 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はヘモグロビンA1cが5.2%以上

イ 脂質 血清トリグリセライド（中性脂肪）の量が150mg/dl以上又は高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）の量が40mg/dl未満

ウ 血圧 収縮期血圧が130mmHg以上又は拡張期血圧が85mmHg以上

エ 腹囲等 腹囲が男性にあつては85cm以上、女性にあつては90cm以上（内臓脂肪（腹腔内の腸間膜、大網等に存在する脂肪細胞内に貯蔵された脂肪をいう。以下同じ。）の面積の測定ができる場合には、内臓脂肪の面積が100cm²以上）又はBMI（実施基準第一条第一項第四号に規定するBMIをいう。）が25以上

詳細な健診項目について

(1)12誘導心電図

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(2)眼底検査

○前年の健診結果等において、①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満の全ての項目について、以下の基準に該当した者

(3)貧血検査

○貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者

【判定基準】

①血糖高値	a	空腹時血糖	100mg/dl以上	又は
	b	HbA1c(NGSP)	5.6%以上	
②脂質異常	a	中性脂肪	150mg/dl以上	又は
	b	HDLコレステロール	40mg/dl未満	
③血圧高値	a	収縮期血圧	130mmHg以上	又は
	b	拡張期血圧	85mmHg以上	
④肥満	a	腹囲	男性85cm以上、女性90cm以上	又は
	b	BMI	$\geq 25\text{kg/m}^2$	

12誘導心電図、眼底検査

科学的知見に基づく現時点における整理

1) 検査の位置づけ

1)、2)は第20回検討会で既に検討

- 12誘導心電図及び眼底検査はメタボリックシンドロームの悪化に伴う生活習慣病を早期に発見するためのものである。

2) 実施方法

- 検査を実施すべき対象者は、早期に検査を受けることが望ましいことから、特定健診を受診した次年度に詳細な健診として実施するのではなく、速やかな受診勧奨を行う。(速やかに検査の実施が可能な場合は、引き続き詳細な健診として実施することを妨げない。)

3) 対象者

3)は今回ご議論いただきたい内容

- 12誘導心電図は、左室肥大や心房細動等を対象疾患とし、血圧が受診勧奨判定値以上の者や問診等で不整脈が疑われる者で医師が必要と認める者に対して実施する。
- 眼底検査は、高血圧性網膜症や糖尿病性網膜症等を対象疾患とし、血圧又は代謝系検査が受診勧奨判定値以上の者で医師が必要と認める者に対して実施する。

議論の視点

- 科学的知見に基づいた整理の方向で見直すことでよいのではないか。

12誘導心電図の実施基準

実施基準

【現行】	前年度の特定健診の結果等において、 ①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満 のすべての項目について、基準※ ¹ に該当した者のうち、医師が必要と認めるもの。
-------------	---



【見直し案】	1) 対象者 当該年の特定健診の結果等において、 血圧が受診勧奨判定値※ ² 以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者のうち、 医師が必要と認めるもの。 (※労働安全衛生法に基づく定期健康診断において、心電図検査は必須項目である。) 2) 実施方法 当該年の特定健診の結果等に基づき速やかに検査を実施する(速やかな検査が行えない場合は、受診勧奨を行う)。
---------------	---

※1) 基準

- ①血糖高値: 空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c(NGSP) 5.6%以上
- ②脂質異常: 中性脂肪 150mg/dl以上 又は HDLコレステロール 40mg/dl未満
- ③血圧高値: 収縮期血圧 130mmHg以上 又は 拡張期血圧 85mmHg以上
- ④腹囲: (腹囲)男性85cm以上、女性90cm以上 又は BMI \geq 25kg/m²

※2) 血圧の受診勧奨判定値: 収縮期血圧 140mmHg以上 又は 拡張期血圧 90mmHg以上

眼底検査の実施基準

実施基準

【現行】	前年度の特定健診の結果等において、 ①血糖高値、②脂質異常、③血圧高値、④肥満 のすべての項目について、基準※ ¹ に該当した者のうち、医師が必要と認めるもの。
-------------	---



【見直し案】	1)対象者 当該年の特定健診の結果等において、 血圧又は血糖検査が受診勧奨判定値※ ² 以上の者のうち、医師が必要と認めるもの。 2)実施方法 当該年の特定健診の結果等に基づき速やかに検査を実施する(速やかな検査が行えない場合は、受診勧奨を行う)。
---------------	---

※1)基準

- ①血糖高値:空腹時血糖 100mg/dl以上 又は HbA1c(NGSP) 5.6%以上
- ②脂質異常:中性脂肪 150mg/dl以上 又は HDLコレステロール 40mg/dl未満
- ③血圧高値:収縮期血圧 130mmHg以上 又は 拡張期血圧 85mmHg以上
- ④腹囲:(腹囲)男性85cm以上、女性90cm以上 又は BMI \geq 25kg/m²

※2)

- 血圧の受診勧奨判定値:収縮期血圧 140mmHg以上 又は 拡張期血圧 90mmHg以上
- 血糖の受診勧奨判定値:空腹時血糖 126mg/dl以上 又は HbA1c(NGSP) 6.5%以上

(参考) 健診項目の基準

		詳細な健診の基準	受診勧奨判定値	(保健指導判定値)
① 血糖	空腹時血糖	100mg/dl以上	126mg/dl以上	100mg/dl以上
	HbA1c(NGSP)	5.6%以上	6.5%以上	5.6%以上
② 脂質	中性脂肪	150mg/dl以上	300mg/dl以上	150mg/dl以上
	HDLコレステロール	40mg/dl未満	35mg/dl未満	40mg/dl未満
③ 血圧	収縮期血圧	130mmHg以上	140mmHg以上	130mmHg以上
	拡張期血圧	85mmHg以上	90mmHg以上	85mmHg以上
④ 肥満	腹囲	男性85cm以上、 女性90cm以上	/	/
	BMI	25kg/m ² 以上		

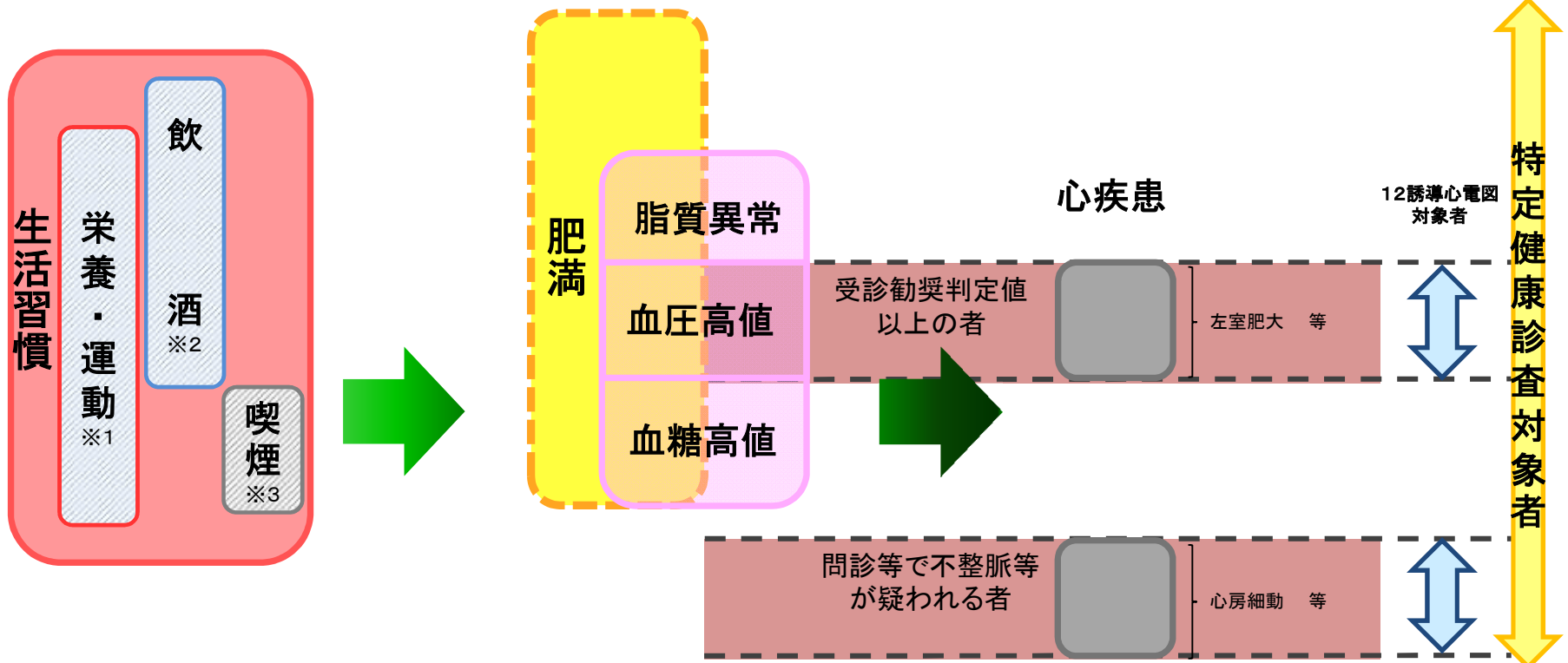
(参考)12誘導心電図の位置づけについて

参考28

○12誘導心電図は、生活習慣病の重症化の進展の評価を目的としており、事後措置は主として医療への受診勧奨であるため、詳細な健診に位置づけられる。

健診項目	基本的な項目 虚血性心疾患や脳血管疾患等の危険因子の評価	詳細な項目 生活習慣病の重症化の進展の評価
	腹囲 血圧 血糖 脂質	12誘導心電図

主に予防 ← 主に医療

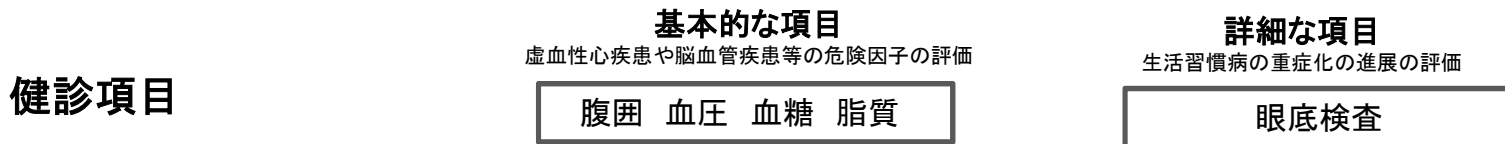


※1 身体活動量の増加や習慣的な有酸素性運動により、エネルギー消費量が増加し、内臓脂肪と皮下脂肪がエネルギー源として利用され、腹囲や体重が減少する。また、身体活動は、骨格筋のインスリン抵抗性を改善し、血糖値を低下させる。また、血管内皮機能、血流調節、動脈伸展性等を改善し、降圧効果が得られる。さらに、骨格筋のリボプロテインリパーゼ活性が増大し、トリグリセライドの分解を促進することによって、HDLコレステロールが増加する。(平成25年3月 健康づくりのための身体活動基準2013)
 ※2 高血圧、脳卒中、脂質異常症等は1日平均飲酒量とともに直線的に上昇するが、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係がほぼ直線的に上昇するとはいえない。肝疾患におけるアルコール肝障害の比率と成人1人当たりのアルコール消費量は正の相関を示す。(平成24年7月 健康日本21(第二次))
 ※3 喫煙は循環器疾患(脳卒中、虚血性心疾患)、糖尿病等の原因である。(平成24年7月 健康日本21(第二次))

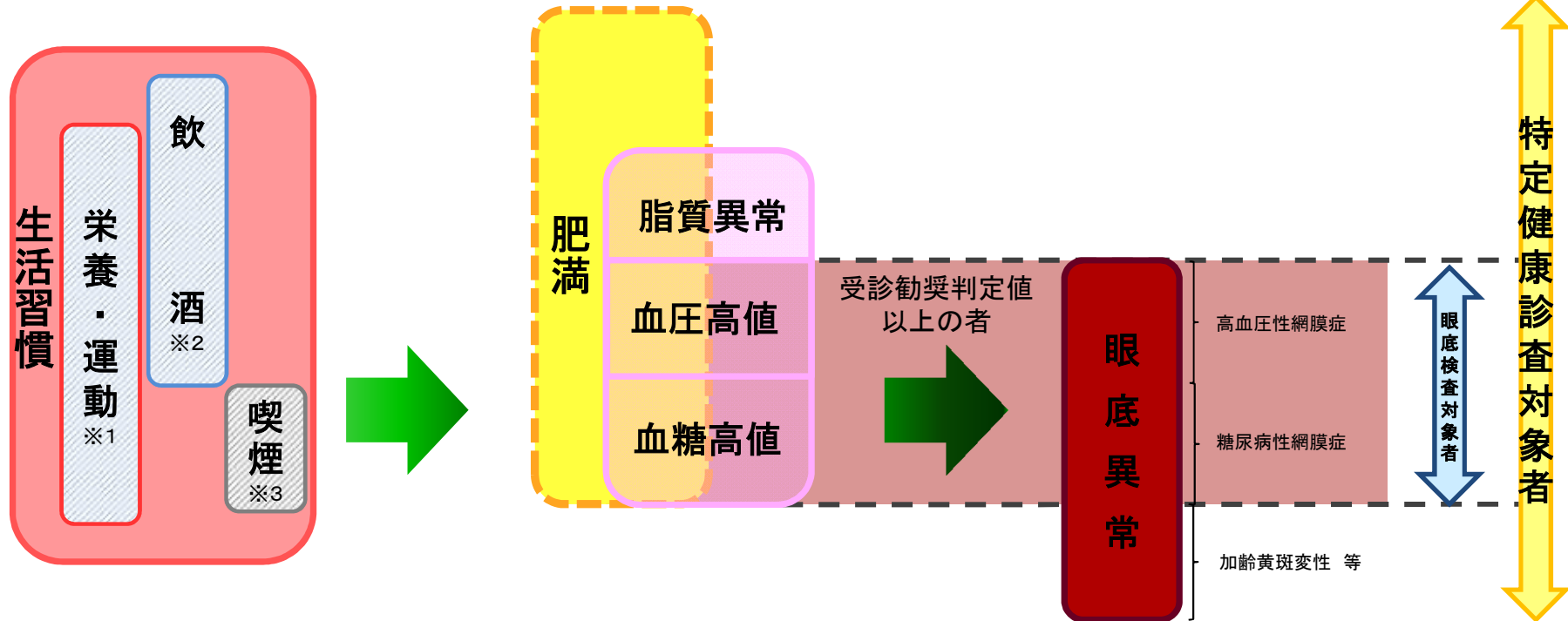
(参考)眼底検査の位置づけについて

参考30

○眼底検査は、生活習慣病の重症化の進展の評価を目的としており、事後措置は主として医療への受診勧奨であるため、詳細な健診に位置づけられる。



主に予防 主に医療



※1 身体活動量の増加や習慣的な有酸素性運動により、エネルギー消費量が増加し、内臓脂肪と皮下脂肪がエネルギー源として利用され、腹囲や体重が減少する。また、身体活動は、骨格筋のインスリン抵抗性を改善し、血糖値を低下させる。また、血管内皮機能、血流調節、動脈伸展性等を改善し、降圧効果が得られる。さらに、骨格筋のリボプロテインリパーゼ活性が増大し、トリグリセライドの分解を促進することによって、HDLコレステロールが増加する。(平成25年3月 健康づくりのための身体活動基準2013)
 ※2 高血圧、脳卒中、脂質異常症等は1日平均飲酒量とともに直線的に上昇するが、全死亡、脳梗塞及び虚血性心疾患については、飲酒量との関係がほぼ直線的に上昇するとはいえない。肝疾患におけるアルコール肝障害の比率と成人1人当たりのアルコール消費量は正の相関を示す。(平成24年7月 健康日本21(第二次))
 ※3 喫煙は循環器疾患(脳卒中、虚血性心疾患)、糖尿病等の原因である。(平成24年7月 健康日本21(第二次))

1. 詳細な健診の項目

2. 標準的な質問票(その2)

議論の視点

<全体の項目数>

- 質問項目数については、実施の際の実務負担(受診者の回答記入、実施者の確認、電子データ化等)などを考慮し、基本的に、現行の項目数と同等程度とすることとしてはどうか。

<見直しの視点>

- 基本的に、これまでの質問項目との継続性も考慮し、ゼロベースでの議論ではなく、必要最低限度の見直しとしてはどうか。
- その際、以下の視点で見直しを検討してはどうか。
 - ① 現行の質問項目について、「特定健康診査・特定保健指導の在り方に関する検討会」で提示された科学的な知見を踏まえて、必要な修正を加えてはどうか。
 - ② 近年、生活習慣の改善における歯科口腔保健の役割の重要性が認識されてきたことから、保険者における生活習慣の改善に関する歯科口腔保健の取組の端緒となる質問項目を追加してはどうか。
 - ③ 健診項目の見直しに伴い、質問項目の追加が必要となるものについて対応してはどうか。

質問票②

※**青字**: 第21回検討会(6月3日)時点の事務局案、**赤字**: 検討会後にいただいた意見を踏まえた改正案

項番	質問項目	回答	必須	改正案	見直し理由
1-3	現在、aからcの薬の使用の有無				○ 質問内容が記入者により正確に伝わるように質問文を修正する。
1	a. 血圧を下げる薬	①はい ②いいえ	○	→変更なし	
2	b. インスリン注射又は血糖を下げる薬	①はい ②いいえ	○	血糖を下げる薬 又は インスリン注射	
3	c. コレステロールを下げる薬	①はい ②いいえ	○	コレステロール や中性脂肪 を下げる薬	
4	医師から、脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ		→変更なし	
5	医師から、心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ		→変更なし	
6	医師から、慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。	①はい ②いいえ		医師から、 慢性の腎臓病 や腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか。	
7	医師から貧血といわれたことがある。	①はい ②いいえ		→変更なし	
新1				脈が乱れていると感じたり、医師から脈が乱れているといわれ治療を勧められたことはありますか。 <回答> ①はい ②いいえ	○ 脈の乱れは本人の自覚が得にくく、質問票への追加反対の意見あり。 ○ 医師による問診で確認することが可能である。

質問票③

項番	質問項目	回答	必須	改正案	見直し理由
8	現在、たばこを習慣的に吸っている。 ※(「現在、習慣的に喫煙している者」とは、「合計100本以上、又は6ヶ月以上吸っている者」であり、最近1ヶ月間も吸っている者)	①はい ②いいえ	○	→変更なし	
9	20歳の時の体重から、10kg以上増加している。	①はい ②いいえ		→変更なし	
10	1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上、1年以上実施	①はい ②いいえ		→変更なし	
11	日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施	①はい ②いいえ		→変更なし	
12	ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い。	①はい ②いいえ		→変更なし	○ 主観的な項目であり削除可能という意見あり。
13	この1年間で体重の増減が±3kg以上あった。	①はい ②いいえ		(削除)	○ 記入者が体重増減について日頃から意識するための項目であり削除反対という意見と、優先順位に応じて削除可能という両論あり。
14	人と比較して食べる速度が速い。	①速い ②ふつう ③遅い		→変更なし	○ 主観的な項目であり削除可能という意見あり。
15	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ		(削除) →変更なし	○ 項目17と併せて1日の食習慣について問う基本的な項目であり、前年度の検査値との比較でも把握できない項目であるため、削除には反対という意見が複数あり。

質問票④

項番	質問項目	回答	必須	改正案	見直し理由
新2				砂糖入り飲料を毎日飲みますか。	○ 新2と項目16を統合したらどうかという意見が複数あり。
16	夕食後に間食(3食以外の夜食)をとることが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ		朝昼夕の3食以外に間食(菓子類)や甘い飲み物を毎日とり摂取していますか。 <回答> ①毎日 ②時々 ③ほとんど摂取しない	○ 記入者が「毎日」でなければよいと判断する可能性があるという意見があり、回答選択肢を修正する。
17	朝食を抜くことが週に3回以上ある。	①はい ②いいえ		→変更なし	
18	お酒(清酒、焼酎、ビール、洋酒など)を飲む頻度	①毎日 ②時々 ③ほとんど飲まない(飲めない)		習慣的(月1回以上)にお酒を飲みますか。飲む場合はどの程度の頻度ですか。 <回答> ①月1~3回 ②週1~2回 ③週3~4回 ④週5~6回 ⑤毎日 ⑥ほとんど飲まない(飲めない) →変更なし	○ 「習慣的な飲酒」を月1回以上と標記することの妥当性、選択肢が詳細過ぎると記入者が回答しにくくなるという意見が複数あり。
19	飲酒日の1日当たりの飲酒量 清酒1合(180ml)の目安:ビール中瓶1本(500ml)、焼酎35度(80ml)、ウイスキーダブル一杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	①1合未満 ②1~2合未満 ③2~3合未満 ④3合以上		習慣的にお酒を飲む方に伺います。飲酒日1日当たりの飲酒量はどの程度ですか。 日本酒1合(180ml)の目安: ビール500ml、焼酎(25度)110ml、ウイスキーダブル一杯(60ml)、ワイン2杯(240ml)	
20	睡眠で休養が十分とれている。	①はい ②いいえ		→変更なし	

質問票⑤

項番	質問項目	回答	必須	改正案	見直し理由
新3				<p><u>食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか。</u></p> <p><回答></p> <p>①何でもかんで食べることができる</p> <p>②歯や歯ぐき、かみあわせなど気になる部分があり、かみにくいことがある</p> <p>③ほとんどかめない</p> <p>②一部かめない食べ物がある</p>	<p>○ かめるかかめないかは食べ物に原因がある場合もある、咀嚼機能を把握する必要性は理解するがわかりやすい表現にすべきという意見があり、質問文・回答選択肢を修正する。</p>
新4				<p><u>自分の歯は何本ありますか（※親知らずは含みません）。</u></p> <p><回答></p> <p>①28本 ②20～27本</p> <p>③10～19本 ④9本以下</p>	<p>○ 歯の本数を認識している人は少ない、歯の本数を保健指導にどう活かすか不明であるという新規追加に否定的な意見が複数あり。</p>

質問票⑥

項番	質問項目	回答	必須	改正案	見直し理由
21	運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか。	①改善するつもりはない ②改善するつもりである(概ね6か月以内) ③近いうちに(概ね1か月以内)改善するつもりであり、少しずつ始めている ④既に改善に取り組んでいる(6か月未満) ⑤既に改善に取り組んでいる(6か月以上)		(削除) →変更なし	○ 情報提供や保健指導対象者の選定に活用されている、行動変容の変化を保健指導の前後で比較できるなどにより削除反対の意見が複数あり。
22	生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば、利用しますか。	①はい ②いいえ		(削除) →変更なし	○ 項目21と同様の意見と、保健指導の利用意欲に関わらず生活習慣の改善が必要な者もあり削除でよいという意見の両論あり。

【現状】 22項目 + 【追加】 1項目 - 【削除】 1項目 = 【改定案】 22項目